住宅防火情報

第 4 号 (H20. 4) 消 防 庁 予 防 課

~ 住宅用火災警報器を設置しましょう ~

— 住宅用火災警報器(住警器)の普及に向けた各地の取組み —

消防庁に寄せられた住警器普及に向けた各地の取組みを紹介します。

★不動産業者等による賃貸住宅への住警器設置促進活動 ★

千葉県千葉市では、住警器の設置義務化の対象となる住宅のうち、民間賃貸住宅世帯が 約4分の1を占めている。

このような状況を踏まえ、千葉市宅地建物取引業協同組合は、民間賃貸住宅オーナー及び組合員である不動産業者を対象に住宅火災の実態、住警器設置義務化、奏功事例等を内容とした研修会を開催し、住宅防火に対する意識を啓発し、住警器の早期設置促進を図っている。また、住警器を設置した民間賃貸住宅であることが一目でわかるステッカー(特許取得済み)を作成し、各住戸の目立つ部分に貼付している。

★消防団による住警器の共同購入★

茨城県大子町では、消防団の幹部が中心となり、住警器の共同購入を行っている。住警器に関するパンフレット、チラシの配布、注文の受付、集金等については、各分団長が責任者となり普及活動を行い、住警器の値段についても、茨城県消防機器協会と交渉し、1個3,000円程度での販売契約し、安価で購入できるようになった。

その結果、住警器 4,873 個が 3,670 世帯で購入され、町全体の普及率は平成 19 年 12 月 時点で約 50%となった。また、各家庭での設置工事はほとんど消防団員が行い、設置済み シールの貼付も行っている。

★婦人防火クラブによる住警器の共同購入★

茨城県小美玉市では、近年住宅火災による高齢者の死者が急増していること等から、婦人 防火クラブ員が「全戸へ住宅用火災警報器の推進を図ろう!」を合言葉に、共同購入による 普及促進活動を実施している。

婦人防火クラブでは、平成 18 年 12 月から共同購入を始め、役員が居住する地区を中心に 普及促進活動を行った結果、1年間で 800 世帯、1,100 個が設置された。

また、平成19年10月より各地区区長にパンフレットなどの回覧を依頼したところ、さらに300個を越える注文があった。同クラブでは、今後も継続してこうした事業に取り組み、住警器の普及率向上を図っていく予定である。

★婦人消防協力隊による悪質販売被害防止のための住警器の斡旋活動★

岩手県一関市藤沢町では、婦人消防協力隊、消防団、町担当課で協議し、住宅火災による 犠牲者を減らすとともに、悪質販売業者の被害に遭わないよう、住警器の普及を重点目標と して早期設置普及活動を実施することとなった。そこで、平成18年秋季全国火災予防運動に おいて、協力隊と消防団が協力して全世帯を訪問し、住警器の斡旋活動と悪質業者に注意す るよう呼びかけた。

住警器の斡旋では、地元の協力隊員が斡旋活動をしたことで、安心して購入することができ、平成18年12月25日までに2,723世帯のうち624世帯(22.9%)から1,105個の注文があった。

平成19年度も住警器の普及を重点目標に、春・秋の火災予防運動期間中に実施することとし、春の取組みでは614個、秋の取組みでは293個、前年度から累計すると1,069世帯(38.7%)で2,012個の住警器が注文された。なお、住警器設置による奏功事例が出てきたことから春の取組みでの注文個数が多かったものと考えられる。

住宅用火災警報器(住警器)の奏功事例

平成 20 年 1 月-2 月の間、消防庁に寄せられた住警器の奏功事例(情報) 事例件数 74 件

【火災に早く気付き、命を取り止めることができた事例】

- 居住者が寝室で就寝中、午前3時頃隣室に設置してあった住警器が鳴動しているのに 気付き確認したところ、夫(80代)が火だるまになっていたため台所のボールに汲み置 きしていた水で消火した。なお、夫は火を消さないままストーブに灯油を補給しようと していたところ、こぼれた灯油にストーブの火が着火してさらに衣服に着火した。(岩 手県東磐井郡藤沢町)
- 居住者が3階で就寝中、1階居間に置かれていた、電気ストーブから出火して、住警器が鳴動したため、1階に行くと、すでに黒煙が充満していた。その後、家族に声をかけ、119番通報した。早期通報の結果、夫婦は消防隊の三連梯子により救助されるなど、家族全員が助かった。(愛知県名古屋市)
- 居住者(50代)が、木造2階建ての1階の寝室で就寝中、午前3時頃、1階台所付近から出火、台所に設置されている住警器の鳴動に気付き、1、2階の家人を避難させると同時に119番通報した。(愛知県名古屋市)
- 居住者が2階で就寝中、隣の部屋に設置されている住警器の鳴動に気付き確認したところ、居室内の椅子の上の衣類等から炎が出ているのを発見した。初期消火には失敗したものの、早期に発見、避難できたため、当時在宅の母親と幼児2人にけがはなかった。(福

【早く気付き、火災発生または拡大に至らなかった事例】

- 共同住宅の居住者(独居老人)が2階で鍋をコンロにかけたまま放置したため、居間に設置してあった住警器が鳴動し、緊急通報システムにより119番通報され、指令センターの係員の指導でガスコックを閉めた。(京都府京都市)
- 居住者は2階で就寝中、1階で住警器が作動したので確認したところ、コンセントから 出火していたため、二酸化炭素消火器で消火した。(兵庫県神戸市)
- 居住者(90代)が鍋で油揚げを温めるため、1階台所のガスこんろに火を付けたまま外出したため、鍋から発煙し、2階階段上部に設置されている住警器が発報した。付近の隣人が住警器の警報音に気づき、外に出たところ排気口から煙が出ていたため、119番通報するとともに、勝手口から台所へ入りガスこんろの火を消した。(石川県金沢市)

住宅用火災警報器(住警器)の悪質訪問販売等の事例

平成20年1月-2月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案(情報) 事案件数2件

【頭金払いを要求し、設置せずに行方をくらます手口】

○ 1人暮らしの高齢者宅に50代ぐらいの男性2人(作業服にジャンバー・黒い服装)が訪れ「住宅用火災警報器が法律でいるようになった。新築の家は付いているが、古い家は付けなければならない。もう大体付いている。8万円かかる」と現物を見せながら説明し、「手持ちがない。」と断ると、「頭金だけでも払ってほしい。」とのことであったので、2万円を支払ったところ、「領収書をとりにいく。」と言って、外に出て行き帰ってこなかったもの。業者名、連絡先は不明であり、住警器も設置されていない。(兵庫県姫路市)

【領収書を出さず、手がかりを残さない手口】

○ 高齢者の女性宅に男性1人が訪問し、国の基準で住警器を設置しなければならない旨を説明。待機していた別の男性1人と一緒に、家に上がり台所付近に住警器1個を設置し、女性に(2万9千円)を要求した。女性は代金を支払ったが、領収書もないので不審に思い男性に「印鑑は要らないのか」と聞くと、男性は「取扱説明書をよく読んでください。」と説明書を渡して立ち去った。販売業者は領収書等の身元を特定できるものは一切残していない。(山口県萩市)

★ 悪質訪問販売のよくある手口 ★

住警器の悪質訪問販売被害が多数報告されています。

- 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる
- ・ 「消防署(または市役所)から来ました。」と嘘をついてだます
- ・ 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける 等

★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・・】★

クーリング・オフ制度

契約(購入)から一定期間(住警器の訪問販売については8日間)以内であれば、契約を解除することができ代金を支払う必要がなくなり、また、支払った場合でも全額返還してもらえる制度。

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(国民センターURL:http://www.kokusen.go.jp/map/index.html)

住宅防火対策推進の取組みに関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp